県　章

# 滋賀県公報

令和８年（2026年）
11月　6　日
第　766　号
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　告　　示
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）……1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）……2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）……2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）……2
道路区域の変更（道路保全課）……2
公金事務の委託（警察本部会計課）……3
○　公　　告
自然環境保全協定締結の公告（生物多様性保全課）……3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）……4
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）……4
令和８年度職業訓練指導員試験合格者公告（労働雇用政策課）……5
令和８年度前期技能検定（造園職種およびとび職種）合格者公告（労働雇用政策課）……5
宅地建物取引業者に係る確知公告（住宅課）……6
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施公告（住宅課）……6
一般競争入札の公告（ＤＸ推進課）……6
落札者決定の公告（イノベーション推進課、労働雇用政策課）……10
○　健康福祉事務所告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（南部）……11
○　農業農村振興事務所公告
土地改良区役員退任および就任公告（高島）……11

## 告　　示

**滋賀県告示第454号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和８年11月６日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 介護保険事業所番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医心館訪問介護ステーション南草津 | 草津市追分南二丁目３番17号 | 株式会社アンビス西日本<br>代表取締役　増井省吾 | 東京都中央区京橋一丁目６番１号 | 訪問介護 | 令和８.11.１ | 2570602207 |

**滋賀県告示第455号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医心館訪問介護ステーション南草津 | 草津市追分南二丁目３番17号 | 株式会社アンビス<br>代表取締役　増井省吾 | 東京都中央区京橋一丁目６番１号 | 訪問介護 | 2570602017 | 令和８.10.31 |

---

**滋賀県告示第456号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 介護保険事業所番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医心館訪問看護ステーション南草津 | 草津市追分南二丁目３番17号 | 株式会社アンビス西日本<br>代表取締役　増井省吾 | 東京都中央区京橋一丁目６番１号 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 令和８.11.１ | 2560690360 |

---

**滋賀県告示第457号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医心館訪問看護ステーション南草津 | 草津市追分南二丁目３番17号 | 株式会社アンビス<br>代表取締役　増井省吾 | 東京都中央区京橋一丁目６番１号 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 2560690287 | 令和８.10.31 |

---

**滋賀県告示第458号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和８年11月６日から令和８年11月20日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

| 道路 | | 道路の区域 |
|---|---|---|

| の種類 | 路線名 | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 県道 | 大津守山近江八幡線 | 草津市南山田町字里中826番地先から<br>草津市南山田町字宮ノ東775番１地先まで | 変更後 | 最小<br>10.9m<br>～<br>最大<br>21.2m | 193.6m | 道路改良工事（歩道拡幅）に伴う道路区域の変更 |
| | | | 変更前 | 最小<br>5.9m<br>～<br>最大<br>18.3m | 193.6m | |
| | 大野木志賀谷長浜線 | 長浜市永久寺町字向イ田448番地先から<br>長浜市永久寺町字キヒ田457番10地先まで | 変更後 | 最小<br>17.2m<br>～<br>最大<br>42.4m | 108.3m | 道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更 |
| | | | 変更前 | 最小<br>11.4m<br>～<br>最大<br>40.5m | 108.3m | |
| | 伊部近江線 | 長浜市永久寺町字小釘1062番１地先から<br>長浜市永久寺町字向イ田448番６地先まで | 変更後 | 最小<br>7.5m<br>～<br>最大<br>37.8m | 184.0m | 道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更（路線重用）<br>大野木志賀谷長浜線<br>Ｌ＝41.5m |
| | | | 変更前 | 最小<br>6.9m<br>～<br>最大<br>37.8m | 184.0m | |

---

**滋賀県告示第459号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく放置違反金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称　株式会社ＮＴＴデータ

２　指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地　東京都江東区豊洲三丁目３番３号

３　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類　道路交通法第51条の４第４項の規定に基づき、滋賀県公安委員会が納付を命ずる放置違反金

４　指定公金事務取扱者の指定をした日　令和８年６月24日

５　指定公金事務取扱者に当該委託をした日　令和８年11月１日

## 公　　告

**自然環境保全協定締結の公告**

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第１項の規定により自然環境保全協定を次のとおり

令和８年10月23日に締結したので、同条第２項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　事業者の名称　株式会社山﨑砂利商店　代表取締役　山﨑公信
２　事業目的　露天資材置場用地２区画
３　事業区域　大津市和邇中字金クソ759番１の一部ほか17筆および法定外道路
４　事業面積　25,503.55㎡

---

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ東近江店　東近江市今崎町163番地
２　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
⑴　変更前　株式会社不二家神戸　兵庫県神戸市西区高塚台五丁目４番地１　代表取締役　八木隆之ほか３者
⑵　変更後　株式会社不二家　東京都文京区大塚二丁目15番６号　代表取締役　河村宣行ほか３者
３　変更年月日　令和７年５月31日ほか
４　変更の理由　大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため
５　届出年月日　令和８年10月26日
６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
⑴　縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号
東近江市商工観光部商工労政課　東近江市八日市緑町10番５号
⑵　縦覧期間　令和８年11月６日から令和９年３月８日まで
７　意見書の提出期限および提出先
⑴　提出期限　令和９年３月８日
⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

---

**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　（仮称）カネスエ近江八幡店　近江八幡市馬淵町1665
２　意見の概要　近江八幡市からの意見
⑴　商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会（馬淵町自治会）と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。また、馬淵学区自治連合会に対し事業説明を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。
⑵　近江八幡市風景づくり条例（平成22年近江八幡市条例第187号）に基づく近江八幡市風景計画の全市計画区域内であることから、行為の規模・種類によって、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出をすること。
⑶　当該計画地の出入口となる道路は国道８号であるため、道路交通対策について、国道管理者に確認すること。
⑷　産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。
⑸　事業系一般廃棄物については、廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか許可業者に委託して適正に処理すること。
⑹　事業者の変更に伴い、駐車場の利用状況や周辺交通環境への影響について再評価が必要と考えられる。

⑺　地域住民の意見を踏まえ、安全で快適な交通環境の維持・向上を図る観点から、事業者と地域との意見交換の機会を確保すること。

⑻　騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、近江八幡市環境保全に関する条例（平成22年近江八幡市条例第255号）等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。

⑼　周辺の生活環境が損なわれることがないよう努め、苦情があった場合には誠意を持って対応すること。

３　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

近江八幡市産業経済部商工振興課　近江八幡市桜宮町236番地

⑵　縦覧期間　令和８年11月６日から令和８年12月７日まで

---

**令和８年度職業訓練指導員試験合格者公告**

令和８年度職業訓練指導員試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和８年11月６日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

| 職　　種 | 合　格　者　受　験　番　号 |
|---|---|
| 自　動　車　整　備　科 | 2 |
| 化　学　分　析　科 | 4 |
| 介　護　サ　ー　ビ　ス　科 | 5 |

---

**令和８年度前期技能検定（造園職種およびとび職種）合格者公告**

令和８年度前期技能検定（造園職種およびとび職種）の合格者は、次のとおりである。

令和８年11月６日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

１級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 |
|---|---|---|---|
| 造園 | 造園工事 | A甲0002 | 26－１－062－25－0001 |
| とび | とび | A甲0001 | 26－１－040－25－0001 |
| | | A甲0002 | 26－１－040－25－0002 |
| | | A甲0008 | 26－１－040－25－0003 |
| | | C0001 | 26－１－040－25－0004 |
| | | C0003 | 26－１－040－25－0005 |
| | | C0004 | 26－１－040－25－0006 |
| | | C0006 | 26－１－040－25－0007 |

２級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 |
|---|---|---|---|
| 造園 | 造園工事 | A甲0002 | 26－２－062－25－0001 |
| | | A甲0003 | 26－２－062－25－0002 |
| | | A甲0007 | 26－２－062－25－0003 |
| | | A甲0008 | 26－２－062－25－0004 |
| | | A甲0010 | 26－２－062－25－0005 |
| | | A甲0011 | 26－２－062－25－0006 |
| | | B0001 | 26－２－062－25－0007 |
| | | C0001 | 26－２－062－25－0008 |
| | | C0002 | 26－２－062－25－0009 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | C0003 | 26－２－062－25－0010 |

---

**宅地建物取引業者に係る確知公告**

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過してもその所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　宅地建物取引業者の商号、代表者氏名、主たる事務所の所在地、免許証番号および免許年月日

商号　株式会社巧工務店

代表者氏名　篠田吉行

主たる事務所の所在地　長浜市口分田町570番地24

免許証番号　滋賀県知事⑷第3216号

免許年月日　令和５年９月25日

２　申出先　滋賀県交通まちづくり部住宅課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4231

---

**宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第１項の規定により聴聞を実施するので、同条第２項において準用する同法第16条の15第３項の規定により公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　聴聞の件名　宅地建物取引業の免許取消処分に係る聴聞

２　聴聞の日時　令和８年11月18日(水)午前10時

３　聴聞の場所　滋賀県庁本館４階４－Ａ会議室　大津市京町四丁目１番１号

---

**一般競争入札の公告**

滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備に係る業務委託および利用に係る提供業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　入札に付する事項

⑴　業務名および数量　滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備に係る業務委託および利用に係る提供業務一式

⑵　業務の内容等　入札説明書ならびに契約書案および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

⑶　整備期間　令和９年２月１日(月)から令和10年３月31日(金)まで

⑷　サービス利用期間　令和10年４月１日(土)から令和15年３月31日(木)まで

⑸　整備に係る予定価格　339,763,636円（消費税および地方消費税は、含まない。）

⑹　県利用に係る予定価格　119,427,272円（消費税および地方消費税は、含まない。）

⑺　履行場所　入札説明書等による。

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

3　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は、不要である。

4　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先　滋賀県総合企画部ＤＸ推進課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－3383　電子メールアドレス　network@pref.shiga.lg.jp

⑵　契約条項を示す期間　令和８年11月６日(金)から令和８年12月16日(水)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）

⑶　入札説明書等の交付方法　入札説明書等は、⑴に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、⑴の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備に係る業務委託および利用に係る提供業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

⑷　入札説明会の日時および場所　入札説明会は、行わない。

⑸　入札書の提出場所および提出方法

ア　持参による場合　紙の入札書を⑹の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に持参すること。

イ　郵送による場合　紙の入札書を⑹の入札書の受領期間内に⑴に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。なお、送料は自己負担とする。

⑹　入札書の受領期間　令和８年11月６日(金)から令和８年12月16日(水)までの９時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）

⑺　開札の日時および場所　令和８年12月17日(木)10時　滋賀県総合企画部ＤＸ推進課システム設計室ＩＡ（大津市京町四丁目１番１号　滋賀県庁新館７階）　なお、開札後すぐに落札者を決定することはしない。

⑻　対面評価　対面評価は、行わない。

⑼　落札決定　令和９年１月下旬を予定

5　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。

⑵　落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書とともにこの業務に係る提案書を提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

⑶　入札金額は、整備に係る価格（以下「整備価格」という。）および県における利用に係る価格（以下「県利用価格」という。）をそれぞれ記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6　質問の方法等

⑴　質問の方法　４⑶により入札説明書を受領した者において質問がある場合は、質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、持参、郵送または電子メールのいずれかの方法により４⑴に示す場所へ提出すること。持参以外の方法により質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

⑵　質問の期限　令和８年12月８日(火)17時

⑶　回答の方法　質問を受理した日から６日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、電子メールにより回答する。

7　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

8　契約書の作成の要否　要

9　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

10　落札者の決定方法　落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、「滋賀県自治体情

報セキュリティクラウド整備に係る業務委託および利用に係る提供業務総合評価一般競争入札落札者決定基準」に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に、入札価格（整備価格と県利用価格の総額）および提案価格（県を除く参加団体における利用に要する価格）による評価点を加算した評価点の最も高い者を落札者とする。

11　支払条件

⑴　整備期間　請求書を受け取ってから、年度ごとに支払うこととする。なお、支払年度ごとの上限額は以下のとおりである（消費税および地方消費税は、含まない。）。

令和８年度　10,000,000円

令和９年度　329,763,636円

⑵　県利用期間　請求書を受け取ってから、月ごとに支払うこととする。なお、総支払額の上限は１⑹に示すとおりである（消費税および地方消費税は、含まない。）。

12　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

13　その他必要事項

⑴　入札参加者は、４⑹の入札書の受領期間内に封書した入札書およびこの業務に係る提案書を、４⑴に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行わない。

⑷　入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

⑸　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑹　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

14　Summary

⑴　Nature and quantity of services required : Development and Provision of Shiga Prefecture Municipality information security cloud system, 1 set

⑵　Deadline for tender : 17 : 00, December 16, 2026

⑶　For further information,contact:Digital Transformation Division,Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, ４－１－１ Kyomachi, Otsu－shi, Shiga 520－8577 Japan TEL 077－528－3383 E－Mail network@pref.shiga.lg.jp

---

**一般競争入札の公告**

滋賀県共通事務プリントサービス提供業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　入札に付する事項

⑴　業務名および数量　共通事務プリントサービス提供業務　一式

⑵　業務の内容等　仕様書および契約書（案）による。

⑶　サービス提供期間　令和９年２月１日(月)から令和14年１月31日(土)まで

⑷　設置場所　仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目　大分類：役務　中分類：情報処理または機器装置等保守点検

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　この入札に参加を希望する者は、次の⑴から⑶までに示すとおり必要とする書類等を持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

⑴　必要とする書類等

ア　プリンタの性能について記載のあるパンフレットまたはメーカー公式の文書等および機能証明書（仕様書別紙２）

イ　仕様書３．３に示す印刷審査において審査対象となる帳票（仕様書別紙３、４）の印刷結果

⑵　提出期限　令和８年11月20日(金)正午までとする。なお、それ以後においても受け付けるが、この場合には、４⑻に示す開札の日の前日までに提出するものとする。ただし、⑴に示す必要とする書類等の提出を適正に履行しなかった者の入札および審査に合格しなかった場合の入札は無効になるので注意すること。

⑶　提出場所　４⑴に示す場所

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所および問合せ先　滋賀県総合企画部ＤＸ推進課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－3384　電子メールアドレス　network@pref.shiga.lg.jp

⑵　入札説明書、仕様書および契約条項を示す期間　令和８年11月６日(金)から令和８年12月１日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から16時までおよび令和８年12月２日(水)の９時から正午まで

⑶　入札説明書等の交付方法　入札説明書、仕様書および契約条項（以下「入札説明書等」という。）については、電子メールによる交付とする。⑴に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県共通事務プリントサービス提供業務に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、上記以外の方法での交付は行わない。

⑷　入札説明会　入札説明会は行わない。

⑸　質問および回答の方法等　質問する資格を有する者は、入札説明書等の交付を受けた者とする。質問がある場合は、質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにて令和８年11月20日(金)16時までに、⑴に示すメールアドレス宛てに送信し提出すること。その他の方法による質問には回答しない。なお、質問票を提出した場合は、⑴に示す問合せ先に必ずその旨を電話で連絡すること。

質問があった場合には、質問を受理した日から５日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、入札説明書等の交付を受けた全ての者へ電子メールにて回答する。

⑹　入札書の提出期間　令和８年11月６日(金)から令和８年12月１日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の９時から16時までおよび令和８年12月２日(水)の９時から正午まで

⑺　入札書の提出方法

ア　電子入札による場合　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、⑹に示す期間内に入札すること。

イ　持参による場合　紙の入札書を⑹に示す期間内に⑴に示す場所に持参すること。

ウ　郵送による場合　紙の入札書を⑹に示す期間内に⑴に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。なお、送料は自己負担とする。

⑻　開札の日時および場所　令和８年12月２日(水)14時　滋賀県庁新館７階システム設計室ＩＡ

５　入札方法等

⑴　入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）ならびに滋賀県特定調達契約の物品等入札執行要領の規定によるものとする。

⑵　入札参加者またはその代理人の入札金額は、プリンタの印刷1000カウント当たりの単価および単価にサービス提供期間内における印刷の総予定カウント数をかけた金額とする。ただし、契約の際には、１カウント当たりの金額に割り戻した額を契約金額として取り扱うものとする。なお、当該総予定カウント数は、サービス提供期間における印刷カウント数を保証するものではない。

⑶　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

９　落札者の決定方法

⑴　滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、滋賀県物品・役務電子調達システムによるくじで落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10　支払条件　前金払および部分払は、行わない。

11　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

12　その他必要事項

⑴　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

⑵　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者および無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑶　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑷　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑸　その他詳細は、入札説明書による。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of service required：Print service, 1 set

⑵　Deadline for tender：12：00, December 2, 2026

⑶　For further information,contact:Digital Transformation Division,Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, ４－１－１ Kyomachi, Otsu－city, Shiga 520－8577 Japan TEL 077－528－3384

---

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　落札に係る物品等または特定役務の名称および数量　Ｘ線非破壊検査装置　一式

２　契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地　滋賀県商工労働部イノベーション推進課　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－3794

３　落札者を決定した日　令和８年９月29日(火)

４　落札者の氏名および住所　株式会社近江あおやま　代表取締役社長　青山悦太　栗東市手原三丁目10－８

５　落札金額　44,880,000円（税込）

６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

７　一般競争入札を行うにつき公告した日　令和８年８月28日(金)

---

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大　造

1　落札に係る物品等または特定役務の名称および数量　マシニングセンタ（５軸）等　一式
2　契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地　滋賀県商工労働部労働雇用政策課　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－3755
3　落札者を決定した日　令和８年８月27日(木)
4　落札者の氏名および住所　株式会社清水商会　代表取締役　清水実　長浜市平方町251番地
5　落札金額　58,256,000円（税込）
6　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
7　一般競争入札を行うにつき公告した日　令和８年７月10日(金)

## 健康福祉事務所告示

### 滋賀県南部健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和８年11月６日

滋賀県南部健康福祉事務所長　嶋　村　清　志

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 事業所番号 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ヘルパーステーションくじら | 草津市木川町922－50 | 株式会社ソレイユ | 草津市木川町922－50 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 2510600758 | 令和８.10.31 |

## 農業農村振興事務所公告

### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、今津東部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和８年11月６日

滋賀県高島農業農村振興事務所長　森　修　一

1　退任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住所 |
|---|---|---|
| 理事 | 清水正樹 | 高島市今津町深清水992番地 |
| 〃 | 藤原三代次 | 同　所1074番地 |
| 〃 | 桂田浩 | 同　所833番地 |
| 〃 | 山口茂和 | 同　所567番地 |
| 〃 | 辻公明 | 同　市今津町桂595番地 |
| 〃 | 大釜雄一 | 同　市今津町日置前286番地 |
| 〃 | 橋本達範 | 同　市今津町北仰348番地 |
| 〃 | 橋本裕導 | 同　所309番地 |
| 〃 | 松本学 | 同　市今津町日置前495番地 |
| 〃 | 東伊志朗 | 同　所331番地１ |
| 〃 | 三田村喜廣 | 同　市今津町福岡1036番地 |
| 〃 | 三田村喜作 | 同　所1040番地 |
| 〃 | 采野哲平 | 同　所812番地 |

| | | |
|---|---|---|
| 〃 | 采　野　俊　和 | 同　所830番地 |
| 〃 | 桂　田　敬　志 | 同　所282番地 |
| 〃 | 飯　田　真一郎 | 同　所149番地 |
| 〃 | 水　田　弥　平 | 同　市今津町浜分1331番地 |
| 〃 | 水　田　泰　久 | 同　所1333番地 |
| 〃 | 前　田　　知 | 同　所1014番地 |
| 〃 | 江　頭　賀　巳 | 同　所990番地２ |
| 〃 | 古　川　　隆 | 同　所599番地 |
| 監　事 | 櫻　田　祐　一 | 同　市今津町日置前625番地 |
| 〃 | 三田村　和　宏 | 同　市今津町福岡1047番地 |
| 〃 | 澤　田　市　郎 | 同　市今津町下弘部558番地 |

２　就任

| 理事および監事の別 | 氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 清　水　正　樹 | 高島市今津町深清水992番地 |
| 〃 | 藤　原　三代次 | 同　所1074番地 |
| 〃 | 桂　田　　浩 | 同　所833番地 |
| 〃 | 山　口　茂　和 | 同　所567番地 |
| 〃 | 堀　田　一　彦 | 同　市今津町桂３番地２ |
| 〃 | 杉　原　美佐男 | 同　市今津町日置前159番地 |
| 〃 | 木　田　　明 | 同　市今津町北仰631番地 |
| 〃 | 木　田　富士雄 | 同　所627番地 |
| 〃 | 櫻　田　祐　一 | 同　市今津町日置前625番地 |
| 〃 | 東　　伊志朗 | 同　所331番地１ |
| 〃 | 三田村　和　宏 | 同　市今津町福岡1047番地 |
| 〃 | 三田村　喜　作 | 同　所1040番地 |
| 〃 | 采　野　　哲 | 同　所473番地 |
| 〃 | 采　野　俊　和 | 同　所830番地 |
| 〃 | 桂　田　敬　志 | 同　所282番地 |
| 〃 | 飯　田　真一郎 | 同　所149番地 |
| 〃 | 水　田　弥　平 | 同　市今津町浜分1331番地 |
| 〃 | 水　田　泰　久 | 同　所1333番地 |
| 〃 | 前　田　　知 | 同　所1014番地 |
| 〃 | 堀　田　金一郎 | 同　所698番地２ |
| 〃 | 古　川　　隆 | 同　所599番地 |
| 監　事 | 藤　原　浩　之 | 同　市今津町深清水1045番地 |
| 〃 | 水　田　勇　治 | 同　市今津町浜分1339番地１ |
| 〃 | 澤　田　市　郎 | 同　市今津町下弘部558番地 |